

注 意 事 項

児童及び乳幼児が、傍聴席で騒いだり、泣いたりした場合、退場していただくことがあります。御了承下さい。

横浜市会傍聴規則抜粋

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
 - (2) 異様な服装をし又は酒気をおびている者
 - (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

第8条 傍聴人は静粛を旨とし、且つ、次の各号の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示唆的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は電源を切ること。ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコン等に限り、使用することができる。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場における言動に対し発言し、拍手をし、又は喧噪非礼に渡る行為をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音しないこと。